

●香川県告示第23号

香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）に基づく県統計調査の実施について、同条例第3条の規定により告示する。

令和6年2月2日

香川県知事 池 田 豊 人

1 調査の名称及び目的

(1) 名称

香川県子どもの生活状況調査（子ども及び保護者に対するアンケート調査、相談・支援機関に対するアンケート調査）

(2) 目的

こども基本法に基づく県こども計画の令和6年度策定に向けて、県内の子どもの生活状況などの基礎資料を得るとともに、支援ニーズの調査・分析を行うことを目的とする。

2 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

県内全域

(2) 属性的範囲

ア 子ども及び保護者に対するアンケート調査

県内で次に掲げる者を含む世帯

(ア) 小学校5年生の児童

(イ) 中学校2年生の生徒

(ウ) 高等学校2年生の生徒

イ 相談・支援機関に対するアンケート調査

子どもや保護者の相談・支援機関

3 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 子どもに対するアンケート調査

(ア) 児童又は生徒の学習環境等について

(イ) 児童又は生徒の進学希望について

(ウ) 児童又は生徒の生活状況について

(エ) 児童又は生徒の生活満足度や意識等について

イ 保護者に対するアンケート調査

(ア) 世帯の状況について

(イ) 児童又は生徒の生活状況について

(ウ) 児童又は生徒や学校との関わり方について

(エ) 児童又は生徒の進学期待について

(オ) 保護者の意識等について

(カ) 保護者の支援制度の利用状況について

ウ 相談・支援機関に対するアンケート調査

(ア) 相談状況について

(イ) 相談の背景に貧困を伴うと考えられる案件について

(ウ) 背景に貧困を伴うと考えられる案件のうち、子どものいる世帯について

(エ) 子どもの貧困対策に係る支援について

(2) 基準となる期日

令和6年2月6日現在

4 報告を求める者

(1) 子ども及び保護者に対するアンケート調査

2の(2)のアに掲げる世帯のうち、それぞれ25パーセントを無作為抽出した6,218世帯

(2) 相談・支援機関に対するアンケート調査

県が保有する子どもや保護者の相談・支援機関の名簿の中から有意抽出した120機関

5 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

県が民間事業者に委託して実施する。

(2) 調査方法

県が委託した民間事業者から、調査対象者に調査票を一括して郵送し、調査対象者は、郵送又はオンラインにより回答する。郵送で回答する場合は、調査対象者が同封の返信用封筒により記入済み調査票を封入し、県へ提出する。オンラインで回答する場合は、調査対象者が調査票に記載されている二次元コードを読み取り回答を行い、データの回収は県が開発したシステムにより収集する。集約後、同民間事業者が全調査データの集計処理を行う。

6 報告を求める期間

令和6年2月6日から同月27日まで